組織的ないじめ対応の流れ（フロー図）

発見

■　教職員は、教育活動のあらゆる場面を通して、いじめの発見に努める

●　発見の方法等

日常の観察、アンケート調査、教育相談、生徒や保護者からの連絡等

↓

情報収集

■　発見した教職員は、「学校いじめ対策組織」に速やかに報告する　　窓口：生指部長

■　現段階の情報を記録する（いつ、どこで、だれが、どのように等）

●　把握（記録）する情報例

■　【時間・場所】　いつ、どこで発生したか

■　【関 係 人 物】　誰が、誰からいじめと疑われる行為を受けているか

■　【内　　容】　どのような行為を受けたか

■　【要因・背景】　動機やきっかけは何か

■　【状　　況】　現在も行為は継続しているか

↓

事実確認・方針決定

■　「学校いじめ対策組織」が会議を招集

報告・認知判断・共通理解

↓

調査方針・分担を決定

調査班	対応班
必要な情報を収集し、事実関係把握	心のケアや安全確保など指導と支援

↓

調査結果の報告

↓

指導方針の決定、指導体制の編成

報告 ⇔ 指示　管理職（校長・教頭等）

※管理職から道教委へ報告

適宜連絡 ⇔ 共通理解　保護者（加害側・被害側）

報告 ⇔ 共通理解　職員会議

↓

対処

■　「学校いじめ対策組織」を中心に対処プランを策定する

■　対応班を中心にして、いじめの解消に向けた指導と支援を行う

■　対処プランの作成（指導支援の内容・期限・対応者）

↓

解消

■　被害生徒本人とその保護者に対し実施した面談結果に基づき判断する。

なお、必要に応じてスクールカウンセラーを含めるなどして、集団で判断する。